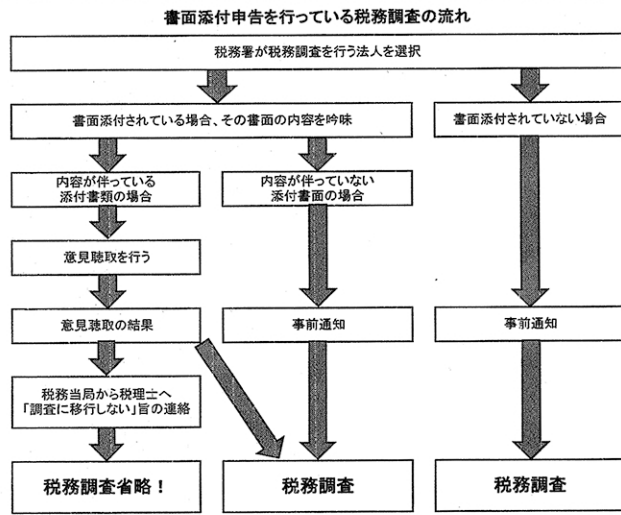


「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史 第10回

知られていない税務調査を省略する制度のまとめ

書面添付した際の税務調査の流れ



この原稿を連載して10回目となりました。今回は過去記事のまとめとして、今までの復習だと思ってお読みください。

この税務調査を省略する「書面添付制度」は平成14年4月1日よりスタート

「この原稿を書こう」と思ったのは、税務調査を省略する「書面添付制度」が経営者の皆さんに浸透していない、そもそも顧問税理士から聞いたことなんです。

私がこの原稿を書こうと思ったのは、税務調査を省略する「書面添付制度」が経営者の皆さんに浸透していない、そもそも顧問税理士から聞いたことなんです。

「書面添付制度」という名称になっています。この書面が添付されている場合は、税務調査の対象に選ばれず、税務署から連絡が来て税務調査が行われます。通常は税務調査官が複数人(2名が多いです)会社に来て、帳簿、請求書、領収書、議事録などを確認し、質問などを行いながら適正に申告がなされているか、

「書面添付制度」という名称になっています。この書面が添付されている場合は、税務調査の対象に選ばれず、税務署から連絡が来て税務調査が行われます。通常は税務調査官が複数人(2名が多いです)会社に来て、帳簿、請求書、領収書、議事録などを確認し、質問などを行いながら適正に申告がなされているか、

「この原稿を書こう」と思ったのは、税務調査を省略する「書面添付制度」が経営者の皆さんに浸透していない、そもそも顧問税理士から聞いたことなんです。

私がこの原稿を書こうと思ったのは、税務調査を省略する「書面添付制度」が経営者の皆さんに浸透していない、そもそも顧問税理士から聞いたことなんです。

「この原稿を書こう」と思ったのは、税務調査を省略する「書面添付制度」が経営者の皆さんに浸透していない、そもそも顧問税理士から聞いたことなんです。

私がこの原稿を書こうと思ったのは、税務調査を省略する「書面添付制度」が経営者の皆さんに浸透していない、そもそも顧問税理士から聞いたことなんです。

の確認を2〜3日間かけて行います。しかし、この書面が添付されている申告を行っている場合は、税務調査官は会社に来ません。代わりに税理士が税務署に赴き、税務署からの質問に回答します(これを意見聴取といいます)。この税理士の意見聴取によって税務署が納得すれば、税務調査(税務調査官が会社に来ての実地調査)は省略となり、社長さんは何も対応することなく労力は不要となります(ただし、この書面の内容が薄い)と書面添付に該当せず、意見聴取を経ずに通常の税務調査とさせていただきます。具体的なには、上図を参照ください。

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

平成26年度税務調査書面添付制度アンケート集計結果

書面を添付していない理由(複数回答可)

回答件数	割合(%)	
	件	割合(%)
時間や労力がかかり煩雑	634	52.6
添付する効果が不明	626	52.0
科目内訳及び概況書で十分	391	32.4
報酬の請求が困難	317	26.3
責任問題やリスクが心配	261	21.7
税務調査があった方がよい	140	11.6
記載方法が難しい	113	9.4
その他	80	6.6
顧問先の理解が得られない	71	5.9
顧問先の選別化につながる	61	5.1

出典:東京税理士界(東京税理士会会報)

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する



「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

【事務所紹介】
 蛭田昭史税理士事務所
 顧問先数450社
 で税務調査省略率100%!
 従業員数25名、品川区西五反田7-22の17 TOCビル11F(よみんビル)を行っているビルです。この冬は大学入試の会場として多くの受験生が訪れていました。03-3490-3377、ぜひホームページをご覧ください!
<https://www.hiruta-kaiko.com/>

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する

「書面添付制度」が知られていない理由

多くの経営者が「書面添付制度」を知らない理由は、顧問先の税務や会計を指導する立場である税理士が、顧問先に対する